

新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人金沢工業大学活動制限指針

～令和3年12月1日から令和4年1月10日迄：カテゴリーA（警戒）の期間とする～

政府が「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」適用を解除以降、全国的に感染者の減少傾向が継続しています。学園は第6波による感染再拡大を注視していますが、現況を踏まえ令和4年1月10日までカテゴリーを「A（警戒）」とし、本委員会が指定する制限対象地域（都道府県）は設けません。但し、今後の感染状況等により本委員会は制限対象地域を定める場合があります。なお、今後も適切な教育・研究等の活動を推進するため、適宜、感染防止対策を講じてください。

Table with 10 columns: カテゴリー, 定義, 教育 (講義・演習、実験、実習), 研究 (研究所、研究センター), 課外活動 (クラブ、教育プログラム), キャンパス機能の利用 (各教育支援センター、学食・サービスセンター等), 会議・委員会, 教職員執務 (TA/SA/学生スタッフ準拠), 学生のキャンパス立入及び行動 (帰省を含む), 学外者のキャンパス立入. Rows include categories A (警戒), B (特別警戒), C (高度警戒), and D (緊急事態).

※1 「研究に使用する生物」「液体窒素・液体ヘリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な基幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合

※2 事前協議とは、所属長（学長、校長、ICC所長、法人本部長）のそれぞれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行うことをいう。

- 注記1. 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。
注記2. 学生の就職活動（インターンシップを含む）、特別な取り扱いを必要とする課外活動、免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。
注記3. 学生の宿泊を伴う活動、深夜（21時から翌日5時まで）に亘る活動、多数者との飲食等を伴う課外活動は、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとするが原則禁止とする。
注記4. 国外（外務省が渡航を許可している国）の出張等を行った場合は、在宅勤務を2週間行った後、キャンパスでの勤務を可能とする。
注記5. 学内から感染者が発生した場合は、県の衛生主管部局の指示のもと、感染経路を含めた調査協力ならびに対応カテゴリーを定める。
注記6. 令和3（2021）年度においては、原則キャンパス内の教室等の貸出は行わない。
注記7. 国が発出する「緊急事態宣言」、 「まん延防止等重点措置」ならびに県が発出する「石川緊急事態宣言」等の適用状況及び全国の感染状況により本指針の見直しを実施する。